

仕 様 書

1. 件名

旧校務ネットワーク回線撤去作業業務委託

2. 概要

校務ネットワークについては、各学校の職員室、校長室、保健室及び事務室に LANケーブルや各種ネットワーク機器を設置して運用しているが、旧設備の LANケーブルやネットワーク機器が未撤去のまま床や足元に残置されている学校がある。これらは歩行の妨げ等の支障となるなど、学校運用上の負担となっているため、整理・撤去が必要である。

本業務委託は、対象となる小・中学校における不要な旧校務ネットワーク配線等の撤去作業を行うものである。

3. 委託場所

東大分小学校ほか 14 校（詳細は別紙のとおり）

4. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

5. 業務内容

（1）不要な LANケーブルの撤去

- ・ 不要な LANケーブルについて、全体を巻き取って撤去すること。
- ・ 室内が OA フロアになっている場合、床上に露出した端部を切断してこれを撤去することも可とする（床下に残された LANケーブルは撤去不要）。
- ・ 使用していない他のケーブルがあれば、 LANケーブルに準じて撤去するものとする。
- ・ 校務用ネットワークシステム、全序ネットワークシステム及び GIGA ネットワークとして現在利用している LANケーブルも設置されているため、それらには影響を与えないように作業を行うこと。
- ・ 撤去した LANケーブルの廃棄費用は、業務委託料に含まれるものとする
- ・ LANケーブルの本数は、各学校の端末台数を参考にすること。

【作業量の目安】※下記作業量は最大の作業量を見込んでいる。

（職員室）

- ・ HUB ボックスから各ブロック（4～6箇所）の HUB まで LANケーブルを敷設している（5～20m 程度）ので撤去すること。
- ・ HUB から端末台数分の LANケーブルを床上に残置している（3～5m 程度）ので撤去すること。

（校長室・保健室・事務室）

- ・ 職員室から壁面等を通じて HUB まで LAN ケーブルを敷設しているので撤去すること。壁面内、天井裏等から露出した端部を切断してこれを撤去することも可とする。(壁面内、天井裏等に残された LAN ケーブルは撤去不要)。
- ・ HUB から 2 本の LAN ケーブルを床上に残置している (3 ~ 5 m) ので撤去すること。

(2) 不要なケーブルモールの撤去

- ・ LAN ケーブルを撤去したことにより不要となるケーブルモールについて、床面から剥がして撤去すること。
- ・ 撤去する際、床面タイルが剥離する可能性がある場合は、必要に応じて学校と相談し、適切に対応すること。
- ・ 撤去したケーブルモールの廃棄費用は、業務委託料に含まれるものとする。

【作業量の目安】

(職員室)

HUB ボックスから各ブロック (4 ~ 6 箇所) の HUB まで LAN ケーブルを敷設している箇所はケーブルモールを設置している (5 ~ 20 m 程度) ので撤去すること。

(校長室・保健室・事務室)

撤去する LAN ケーブルにケーブルモールを設置している場合は撤去すること。

(3) ケーブルモールの新設・張り替え

- ・ ケーブルモールが欠損している場合は、これを張り替えること。
- ・ ケーブルモールの調達費用は、業務委託料に含まれるものとする。

【作業量の目安】

ケーブルモールの新設・張り替えのケースはめったにないが、ケーブルモールが欠損しており、放置することでケーブルに損傷を与える恐れがある場合は張り替えること。

(4) 不要なネットワーク機器の撤去

- ・ 職員室、校長室、保健室及び事務室に設置されたネットワーク機器について、不要な機器を撤去すること。
- ・ 職員室には校務用と GIGA 用の HUB ボックスがあるが、紫色のケーブルが接続されているスイッチ (Cisco Catalyst 1000 series) が入っている HUB ボックスに不要なネットワーク機器が収納されているので撤去すること。なお、Cisco Catalyst 1000 series は現在利用中の機器であるため、それらには影響を与えないように作業を行うこと。
- ・ GIGA 用の HUB ボックスには一切触らないこと。なお、青いケーブルが接

続しているスイッチ（Cisco 社製）が収納されている。

- ・事務室には全庁用の緑色のケーブルが接続されているスイッチ（BUFFALO BS-GS2016）及びルータ（Cisco C1121-8 P）があるため、それらには影響を与えないように作業を行うこと。
- ・机の下もしくは机の背面などにマグネットで HUB が設置されているケースがあるので注意すること。
- ・撤去したネットワーク機器は、大分市教育センターまで持参すること。

【作業量の目安】

- ・ HUB ボックス内にある使用していないルータ及び L2 スイッチ等を撤去すること。ルータ及び L2 スイッチ等は HUB ボックスに固定しているので注意すること。
- ・ 不要な LAN ケーブルに接続している HUB を撤去すること。

（5）その他

- ・ 撤去すべき対象であるかどうか判断できない場合は、LAN ケーブルテスター等を使って確認し、慎重に作業を行うこと。場合によっては、学校や委託者に確認した上で、適切に対応すること。
- ・ 撤去すべき LAN ケーブルの被膜の色やネットワーク機器の型番等について、学校で異なる場合があるため、十分に注意して業務を行うこと。
- ・ 撤去対象外の既設ケーブルは下記のとおり。

紫色 校務システム

緑色 全庁ネットワーク

青色 GIGA ネットワーク

6. 成果物

作業報告書（作業前後の写真など）

7. 委託料の支払い

委託料は、受託者が成果物を納品し、委託者が確認した後、一括で支払う。

8. その他

（1）作業に当たって、受託者は以下の点に注意すること。

- ・ 各設備に損害を与えないよう必要に応じて建物内外、通路及び階段等の保護（養生）を実施のうえ、完了し次第、速やかに報告すること。設備に損害を与えた場合には、直ちに委託者に報告すること。
- ・ 教育施設内での作業となるため、特に安全管理に注意を払うとともに、市民や児童生徒に対する迷惑、影響を最小限にとどめるよう、作業スケジュールについては委託者及び学校管理者と綿密な調整を行うこと。また、学校行事等の妨げとならないように注意すること。

（2）作業は全て受託者の責任とし、損傷補償は次のとおりとする。

- ・ 作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する補償は、受託者の負担とする。
 - ・ 作業中における造営物の損傷等、委託者に与えた損害に対する補償は、受託者の負担とする。
- (3) 作業に際しては、本業務について確実に遂行できる技能を有する者を配置すること。
- (4) 委託者と協議の上、作業スケジュールを作成し、委託者の承認を受けたものを文書で提出すること。
- (5) 本業務委託について、市教委が連絡、調整等のために協議を必要とする場合は、速やかに応じること。
- (6) 本仕様書に定める以外の事項について不明な点が生じた場合は、委託者と受託者が別途協議して定めるものとする。